

長野県告示第315号

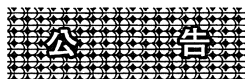
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和4年5月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
大槻事務所 代表 大槻 四郎	長野県伊那市荒井4464番地2	長野県伊那市荒井4464番地2 大槻事務所

会計課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 崇	千曲市大字稲荷山836

4 変更した年月日

令和4年1月6日ほか

- 5 届出年月日
令和4年5月19日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年6月2日から令和4年10月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友栗佐店
千曲市栗佐1201 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月19日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田神戸880-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三本柳店

長野市三本柳東二丁目8番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊勢宮店

長野市伊勢宮二丁目27番10号 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友長野北店

長野市檀田二丁目19番10号 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里町中央四丁目8番8号 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777番地 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 俊行	長野市大字稲葉日詰2777番地 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777番地 1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地 3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 俊行	長野市大字稲葉日詰2777番地 1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地 3

4 変更した年月日

令和4年1月6日ほか

5 届出年月日

令和4年5月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年6月2日から令和4年10月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社パレモ	香西 雅弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
株式会社誠美堂	余湖 真理	東京都渋谷区恵比寿南二丁目29番6号
株式会社モリタ	盛田 良紀	秋田県秋田市山王三丁目3番9号
山岸 明	—	長野市川中島町今里706
エスエールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオグループホールディングス	横山 和幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	丹下 三昭	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野崎 健二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
パレモホールディングス株式会社	吉田 馨	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
株式会社モリタ	盛田 良紀	秋田県秋田市山王三丁目3番9号
山岸 明	—	長野市川中島町今里706
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

4 変更した年月日

令和4年1月6日ほか

5 届出年月日

令和4年5月19日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年6月2日から令和4年10月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の 名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東筑摩郡麻績村	令和元年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	麻及び日の一部	令和4年5月27日
東筑摩郡麻績村	令和元年から 令和2年まで	地籍簿及び地籍図	日の一部	令和4年5月27日
上高井郡高山村	令和元年から 令和2年まで	地籍簿及び地籍図	大字高井の一部	令和4年5月27日

農地整備課

公告

令和4年3月10日付け公告(令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施)に定める二級建築士試験の学科の試験地及び試験会場並びに木造建築士試験の設計製図の試験会場を次のように変更します。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 二級建築士試験(学科に限る。)
 - (1) 試験地
 - (変更前)
未定
 - (変更後)
長野市
 - (2) 試験会場
 - (変更前)
未定
 - (変更後)
長野県長野工業高等学校(長野市差出南3-9-1)
- 2 木造建築士試験(設計製図に限る。)
 - 試験会場
 - (変更前)
松本市浅間温泉文化センター(松本市浅間温泉2-6-1)
 - (変更後)
信州大学松本キャンパス(松本市旭3-1-1)

建築住宅課

公告

川西地区土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年6月2日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

理事

新任

氏名	住所
関 惠 滋	上田市越戸695番地1
春 原 健 一	上田市下室賀492番地
戸 島 登	上田市仁古田621番地
近 藤 健 一	上田市上室賀1361番地1
清 水 戸四男	上田市小泉1464番地3
志 賀 彰	上田市小泉267番地3
石 原 信 芳	上田市吉田299番地3
小 林 清 巳	上田市福田30番地1

重任

氏名	住所
倉 坂 勝	上田市浦野402番地1
水 沢 幹 夫	上田市岡1009番地
西 戸 恒 人	小県郡青木村大字当郷2054番地10

退任

氏名	住所
内久根 良 喜	上田市仁古田452番地1
宮 下 伸 一	上田市越戸429番地2
小宮山 保 男	上田市下室賀699番地1
西 澤 勝 仁	上田市上室賀1927番地
小 泉 悦 生	上田市小泉131番地1
松 澤 一 行	上田市小泉453番地1
宮 崎 正 文	上田市吉田573番地
小 胎 隆 清	上田市福田170番地1

監事

新任

氏名	住所
宮 沢 富 雄	上田市下室賀242番地
池 田 憲 俊	上田市浦野5番地3

重任

氏名	住所
柳 澤 克 利	上田市小泉1872番地5

退任

氏名	住所
丸 田 進	上田市岡1383番地2
久保田 和 彦	上田市下室賀521番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年6月2日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

1 許可番号

令和3年8月13日 長野県上田建設事務所指令3上建第55-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市下塩尻字京ノ田1366、1367、1368、1369、1370、1378の内、字上社宮神1380、1381、1382、1383-1、1387-1、1388、1389-1、1390、1391-1、1391-2、1392-1、1392-3、1400の内、1401の内、1402の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋兜町18-6

エスビー食品株式会社 代表取締役社長 小形博行

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年6月2日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

1 許可番号

令和3年5月26日 長野県飯田建設事務所指令3飯建第20-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下伊那郡高森町下市田4440-1、4440-6、4440-6先、4446-4、4446-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市長徳区洲雲町4-45

株式会社シーテック 代表取締役社長 社長執行役員 仰木一郎

都市・まちづくり課